

平成 31・32 年度 加茂市建設工事入札参加資格審査申請要領

平成 31・32 年度において、加茂市が行う建設工事の指名入札及び随意契約の協議に参加しようとする方は、この要領に定めるところにより、競争入札等に参加する者に必要な資格（以下「参加資格」といいます。）の審査（以下「資格審査」といいます。）の申請を行ってください。

1. 資格審査申請をすることができる方

資格審査の申請をすることができる方は、次に掲げる事項のいずれにも該当しない方です。

- ① 建設業法第 3 条第 1 項の規定により建設業の許可を受け、その建設業の許可を受けて営業した期間が 1 年に満たない者。
- ② 資格審査を申請しようとする建設工事について、建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）を受けていない者。また、総合評定値については、申請者から請求があった場合に結果を通知するため、その総合評定値を取得していない者。
- ③ 地方自治法施行令第 167 条の 4（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）第 2 項各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後 2 年を経過しない者。また、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とします。
- ④ 資格審査を申請しようとする建設工事について、経営事項審査の申請をする日の属する営業年度開始の日直前 3 年の各営業年度、いずれの営業年度にも完成工事高を有しない者。
- ⑤ 建設業法の規定により営業の停止を命じられ、その停止期間が経過しない者。
- ⑥ 次の (1) から (3) までに掲げる届出のいずれかを行っていない者（当該届出を行うことを要しない者を除く）
 - (1) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
 - (2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 条）第 48 条の規定による届出
 - (3) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 条）第 27 条の規定による届出

2. 参加資格の有効期間

平成 31 年 5 月 1 日から平成 33 年 4 月 30 日までです。

3. 申請書類および添付書類

◎：必ず提出してください。 △：該当がある場合、提出してください。

×：提出する必要はありません。

申請書類および添付書類		※1	県内 業者	県外 業者
①建設工事入札参加資格審査申請書	【第1号様式】		◎	◎
②委任状 ※2			△	△
③営業所一覧表	【第2号様式】		△	△
④技術職員数等に関する書類	【第3号様式】		◎	◎
⑤指定工事の施工実績に関する書類	【第4号様式】		◎	◎
⑥技術職員名簿	【第5号様式】		◎	×
⑦技術職員数一覧表	【第7号様式】		◎	×
⑧舗装機械の所有状況に関する書類	【第6号様式】		△	△
⑨適用除外申告書			△	△
⑩経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の 写し ※3			◎	◎
⑪建設業許可申請書別紙2の写し ※4			△	△
⑫経営事項審査申請書に添付する工事経歴書 (様式第二号)の写し			◎	×
⑬経営事項審査申請書(下記書類)の写し ・経営事項審査申請書 ・工事種別別完成工事高(別紙一) ・技術職員名簿(別紙二) ・その他の審査項目(別紙三) ・工事経歴書(様式第二号)			×	◎
⑭納税証明書 ※5			◎	◎
⑮全職員数の報告(様式任意) ※6			◎	◎

※1：県内業者とは、建設業法に基づく主たる営業所が新潟県内に所在する建設業者をいい、県外業者は県内業者以外の建設業者をいいます。

※2：従たる営業所等に契約締結等の権限を委任する場合に提出してください。

宛名は「加茂市長 小池清彦」

※3：審査基準日が平成29年8月1日以降の結果通知書の写しを提出してください。

※4：従たる営業所等に契約締結等の権限を委任する場合に提出してください。

※5：加茂市の市税の納税義務がある方は市税の納税証明書(未納税額がないことの証明)を提出し、加茂市の市税の納税義務がない方は、法人税又は所得税の納税証明書「原本の複写可」を提出してください。

※6：建設業許可申請書の様式第4号の提出でも可

4. 受付期間

平成31年2月1日（金）から平成31年2月28日（木）まで。

ただし、市内に本店または営業所等がある場合は持参すること。それ以外は郵送可とする。

※持参の場合は、土・日曜日、祝日を除きます。

5. 提出先

〒959-1392

新潟県加茂市幸町二丁目3番5号 加茂市役所総務課管財係

電話：0256-52-0080（内線324、330）

※郵送の場合は、平成31年2月28日の消印有効です。

6. 提出部数

申請書は【①から⑮の番号順】にA4版のフラットファイル（長辺とじ）に綴じて背表紙に社名を記入し **1部** 提出してください。

7. その他

- (1) 申請書の受領書または受付印が必要な場合は、郵送時に返信用封筒又は返信用はがきを同封してください。受付印を押印し返送します。持参の場合は、その場で受領書に受付印を押印し渡します。

なお、この受付印は受領したことのみを表すもので、内容審査が正しいことを表すものではありません。

- (2) 県内業者で申請書を提出した後に、技術職員名簿（第5号様式）に記載された技術職員に変更があった場合は、技術職員名簿の変更届（第8号様式）を提出してください。